

ご注意：
 このページに掲載されている計画は、平成20年(2008年)に作成されたものです。
 そのため、内容が現在の制度と異なる場合があります。
 最新の情報については、市役所または関連の公式資料をご確認ください。

◎緑化推進のための支援制度

制度名 ()内は担当課	概要	助成額等の内容
緑の募金 地域緑化支援事業 (公園緑地課)	花壇整備に要する経費(草花の種子・球根、肥料、土、プランター等)を助成する。	● 一団体当たり助成額は5万円を限度。
グリーンバンク 緑化グループ支援事業 (公園緑地課)	構成員が5人以上で園芸の技術に精通した会員をもち、公園等の公共施設の緑化を推進するボランティア団体に助成する。	● 1団体当たり5万円以上30万円を限度。
まちづくり活動支援 地域づくり推進事業 費補助金 (自治振興課)	市民活動団体が行う地域の河川や道路の環境整備事業、公園、遊び場の整備・改善事業を助成する。	● 10万円以上の事業が対象で50万円限度
	市民活動団体が行う地域の活性化を目的とした研究、体験等のソフト事業を助成する。	● 5万円以上の事業が対象で20万円限度
生け垣づくり事業 費補助金 (公園緑地課)	住宅用地または事業所用地の周囲に生け垣を設置する場合の費用の一部を助成する。	● 生け垣設置に要した費用の半額(上限8万円)
ブロック塀等耐震 改修促進事業 (建築住宅課)	ブロック塀などの撤去や改善などを行う場合の費用の一部を助成する。 (道路境界や隣地境界にあるブロック塀等を撤去する工事)	● 撤去などに要する費用と基準額とを比較していずれか少ない額の1/2以内 ● 補助金の限度額 撤去：10万円 改善：25万円
磐田市まち美化パートナー制度 (公園緑地課、道路河川課、環境衛生課等)	市内の法人または団体、個人などがボランティアにより次に掲げる活動を行う。 ①公共施設の清掃または除草 ②公共施設の花壇または樹木の管理 ③道路の陥没等の簡易的な補修 ④公共施設の破損または公共施設の樹木の損傷等に関する情報の提供 ⑤市内の不法投棄に関する情報の提供	● 活動に必要な用具等の提供 ● 傷害保険への加入 ● 活動団体名等を記した看板の設置(アダプト・サイン)
まちづくりサポーターの活用 (企画調整課)	まちづくりやボランティア活動をより盛んにしていこうという制度で、「まちづくりなどの活動をしてみたい」という人に登録していただき、その力を借りて社会参画活動を充実発展させたい団体などとまちづくりサポーターとを事務局が橋渡しする。	

◎都市公園の分類

区分・名称		定義	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用できるように、面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣に居住する者が容易に利用できるように、面積 2ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように、面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 10～50ha を標準として配置する。
		運動公園	市民の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ 1 箇所あたり面積 15～75ha を標準として配置する。
特殊公園		都市公園法に基づく都市公園のひとつで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等、その目的に則し設置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	

※街区：市街地で、道路、鉄道などの恒久的な施設または河川、水路などによって取り囲まれ、区画が形成されている最小単位の地域のこと。

※近隣住区：幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位

◎用語の説明

あ行

☆磐田市環境基本条例

磐田市の環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成18年4月に施行された条例。

☆磐田市環境基本計画

磐田市が目指すべき環境像を設定するとともに、それを実現するための具体的な施策や市・市民・事業者などの取り組み、地域の環境や開発事業に対する環境配慮の方針を示す計画。

☆磐田市総合計画

市の将来像や目標を定め、その実現のための取組を示した中・長期的な計画で、基本理念を「協働のまちづくりによる自治の実現」とし、市民・地域・行政の力を高め、市民と行政の協働と地域の連携により、共に手を取り合ってまちづくりを進めていくことが掲げられている。

☆磐田市都市計画マスタープラン

平成4(1992)年に都市計画法が改正され制度化された、市の都市計画に関する基本的な方針を指すものであり、磐田市及び地域の将来像とまちづくりの方向性を明らかとし、どのように暮らしやすいまちにしていくかを示す「まちづくりの参考書」となる計画。

☆磐田市農業振興地域整備計画

優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するため磐田市が定める総合的な農業振興の計画。

☆磐田市まち美化パートナー制度

市民等のボランティアによる、市道、河川、公園、緑地などの清掃や美化活動等を支援する制度。

☆磐田市緑化推進委員会

国土の保全及び生活環境の緑化を図ること目的として、植樹行事の開催や緑の募金運動の推進、緑化の普及宣伝、関係機関、団体等との連絡協同等の事業を行う組織。

☆運動公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、都市基幹公園のうち、市民の主として運動の用に供することを目的とする公園。

☆オープンガーデン

個人の庭などを一定期間、一般に公開するという活動。今から75年ほど前に、イギリスで、ナショナル・ガーデンズ・スキーム(NGS)という慈善団体が、限定した日に自宅の庭を入場料を設けて公開して人々をもてなし、その収益金を社会福祉事業や救済運動に寄付することを目的とした慈善事業から生まれた。

日本国内でもオープンガーデンに取り組む団体や自治体も増えており、イギリスのようにチャリティーとして実施するところもあれば、入場料は設定せず、花好きな方々が気軽に見て楽しみ、情報交換できる場として実施しているところもある。

☆温室効果ガス

地球の大気では、二酸化炭素(CO₂)などが温室のガラスに似た働きをし、その結果気温が上昇する。このような働きを持つガスを「温室効果ガス」といい、二酸化炭素のほか、メタン、亜酸化窒素、フロン類などがある。

か行

☆開庭楼跡地

中泉郷の地頭職と府八幡宮の神主であった秋鹿氏の屋敷跡で、明治初年、秋鹿氏の所領が没収され、庭園は浜松県の公園(中泉公園)として一般公開された。その後民間に払い下げられ、近年まで料亭(開庭楼)となっていた。庭園の中心には扇子池があり、池の周辺は豊かな緑で囲まれている。

☆海岸保全区域

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域。都道府県知事がこれを指定することができるが、指定する区域は、海岸法の目的を達成するために必要な最小限度の区域(原則として、陸域においては満潮時の水際線から50メートル、水面においては、干潮時の水際線から50メートル)とされている。

☆街区公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、住区基幹公園のうち、もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園

☆崖地植物群落

土壌も少なく保水力のない乾燥した植物にとって厳しい環境となっている崖地の植物群落。

獅子ヶ鼻公園周辺は切り立った岩山が特異な景観を形成しており、マツバラシバ、カタヒバ、イワヒバ、ヒトツバなどのシダ植物をはじめとする着生植物が豊かな場所である。

☆河川区域

河川区域とは河川法が全面的に適用される河川を構成する土地を言う。それは①河川の流水が継続して存する土地であり、又地形・草木等から河状を呈している土地、②河川管理施設(ダム・堰・閘門・水門・堤防・護岸・床止め等)の敷地としての土地、③堤外地で①と一体的に管理する必要があると河川管理者が指定した区域を言う。一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地を河川区域と呼ぶ。

☆河川高水敷

複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より一段高い部分の敷地。平常時にはグラウンドや公園など様々な形で利用されているが、大きな洪水の時には水に浸かる。

☆近隣公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、住区基幹公園のうち、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

☆県立自然公園

自然公園とは、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場として、その利用の増進を図ることを目的に指定している地域をいい、県立自然公園は、県の風景を代表する傑出した自然の風景地であり、静岡県立自然公園条例により静岡県知事が指定したものをいう。

磐田市の遠州灘海岸一帯が御前崎遠州灘県立自然公園に指定されている。

☆広域避難地・避難所

地震等による火災が拡大し、輻射熱や煙による二次災害の危険から住民の安全を確保するために十分な広さのある場所で、公園、学校など、面積の広い場所が指定される。

☆公共施設の緑化基準

市庁舎や公民館等の公共公益施設における敷地面積に対する緑化面積の割合をいう。

緑化面積には地上部の敷地内緑化や屋上緑化、壁面緑化等を含む。

さ行

☆里地里山

集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域すべてを含む地域概念のこと。地域住民の生活と密接に結びついた森や田んぼなどのある場所のことを指す。

☆里山

集落、人里に接した樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地が一体となり、人間の影響を受けた生態系が存在している状態の土地のこと。農林業の生産の場であると同時に多様な生き物の生育空間や景観形成、防災や気象緩和等にも大きな役割を果たしている。

☆「しずおか未来の森サポーター」制度

静岡県が社会貢献活動として森林整備や森林環境教育などの森づくり活動を希望する企業等を支援する制度で、森づくり活動の仲介や環境・地域貢献度の認定、表彰等を行っている。

☆史跡

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅などの遺跡で、歴史上又は学術上価値の高いものとして国または地方自治体が指定したもの。

☆自然環境保全地域

優れた自然環境を保全するため自然環境保全法(1972)に基づいて指定した地域。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。

桶ヶ谷沼は、ベッコウトンボをはじめとする貴重な野生動植物の生育地として、平成3年3月29日に静岡県の自然環境保全地域に指定された。

☆自然環境保全法

自然環境保全基本方針の制定や原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・都道府県による自然環境保全地域の指定と保全等により、自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的とする法律。

☆市民農園

市民がレクリエーションや自家用野菜の生産を目的として野菜や花を育てるための農園。

☆市民緑地制度

土地所有者の申し出により市が契約した土地を、住民が既存樹林等の緑の保全や新たな緑の創出の場として利用する制度。

これにより、土地取得の負担なく、地域の緑づくりの場として緑地の提供を受けることができ、減少傾向にある緑を保全することができる。また、土地所有者には、固定資産税、都市計画税の減免や、20年以上の契約者には相続税等の軽減措置など、維持管理負担の軽減が設けられている。

☆住区基幹公園

徒歩圏内に居住する人々の日常的な利用を目的とした都市公園分類の1つである。住区を計画単位としたもので、住区基幹公園には、街区公園・近隣公園・地区公園がある。

☆樹木医

樹木の診断及び治療、後継樹の保護育成並びに樹木保護に関する知識の普及及び指導を行う専門家で、(財)日本緑化センターが認定する資格制度により登録された者をいう。

☆沼沢地植物群落

ヨシ群落、マコモ群落、アゼスゲ群落などの沼沢地の植物群落。

桶ヶ谷沼や鶴ヶ池にはこれらの群落が存在し、タヌキモ、オニバス等、県下ではほとんど見られなくなった貴重な水生植物が多く生育する。

☆森林法

森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする法律。

☆生態的なネットワーク

分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することにより、生息地間の生物の移動を可能し、生態系の回復や生物多様性の保全を図ること。

☆総合公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、都市基幹公園のうち、市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

た行

☆地域制緑地

緑地のうち、何らかの法制度等により担保されたもので緑地保全地区や風致地区等、一定の地域を指定したもの。

☆地域森林計画対象民有林

森林法の適用を受ける森林のうち、森林計画区に係わる民有林のこと。立木の伐採をする場合には、あらかじめ届出が必要となっている。

☆地球温暖化

人の活動に伴って発生する温室効果ガスが、大気中に増加することによって地球の気温が上がる現象をいう。異常気象の発生や農業生産、生態系への影響が懸念されている。

☆地区計画

地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ、地区の将来像を見据えて、住民からの提案ほか住民参画のもと、住民と市が連携し、都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく手法。磐田市では、13箇所の地区で「地区計画」を定めている。

☆地区公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、住区基幹公園のうち、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

☆治山治水機能

山崩れや洪水など災害の防止のための機能のこと。

森林に降った雨は、長い時間をかけて徐々に地中にしみ込むため、森林は水を蓄える働きを持っている。また、森林の根は、地中で深く広く拡がり、その大きな根は、流れようとする土や、落ちようとする岩を、しっかりとかかえこみ、麓への流出をくい止める働きを持っている。

☆天然記念物

動物、植物、地質・鉱物、天然保護区域などで、学術上価値の高いものとして国または地方自治体が指定したもの。

☆特殊公園

都市公園法に基づく都市公園のひとつで、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等、その目的に則し設置される公園。

✧都市基幹公園

1つの都市内に居住している人々の利用を目的とした都市公園分類の1つである。都市を計画単位としたもので、都市基幹公園には、総合公園・運動公園がある。

✧都市公園

都市公園法に基づき、国や地方公共団体が土地を取得して設置する公園。住区基幹公園（身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園）から都市基幹公園（総合公園、運動公園）、特殊公園など様々な種類の公園がある。

✧都市緑地法

都市における緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正（いわゆる景観緑三法の制定）により改称したものの。

✧都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図ること等を目的として1956年に制定されたもの。

な行

✧ネットワーク

網状に連結させ、相互の機能を高めること。

✧農業振興地域・農用地区域

「農業振興地域の整備に関する法律」で定められた優良な集約的農地を確保・保全する区域。農地の無秩序な開発行為を予防し、耕作しやすい環境を確保することを目的とする。

は行

✧ビオトープ

生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉。環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指している場合もある。環境教育の一環として、小中学校などにおけるビオトープづくりが行われている。

✧風致地区

自然的要素に富んだ良好な景観を形成しており、都市の土地利用計画上、また都市環境の保全を図るため、風致の維持を図ることが必要な地区であって、「地域地区」のひとつとして市町村が都市計画に定めた地区（都市計画法第8条）。風致地区内の建築制限等の規制内容は、各自自治体の条例に委ねられている。

✧保安林

水源かん養、土砂崩壊などの災害の防備、生活環境の保全などの特定の公共目的のために必要な森林を、農林水産大臣または都道府県知事が指定した森林。保安林においては、その保全と適切な施業の実施による保安機能の確保のため、森林所有者に作為、不作為の義務が課せられている。また、一方で私権制限の程度に応じて租税の減免等の措置が講じられている。

✧防火・耐火性に優れた樹木

火気に耐える樹種で、枝葉や樹幹が燃焼しても早期に発芽し、樹勢が回復するもの。枝葉が密生し、葉が多肉質で大きく、水分の多いものがよい。イチヨウ・アオキ・カシ類・サカキ・サザンカ・サンゴジュ・ツバキ・ヒサカキ・マテバシイ・モッコク・モチノキ類・モクセイ類・ヤツデ・ユズリハ等が挙げられる。

✧歩行者ネットワーク

歩行者の回遊性を高めるための歩道等の歩行者空間を連結させ、有機的なつながりを形成すること。

✧保水・遊水機能

森林などの自然地に降った雨を、木の葉や草花によって地表面からさえぎり、蒸発させたり地中へ浸透させたりして、その水量を減じながら、河川へ流出するまでの過程を緩やかにする働きを保水機能という。

水田や池沼などが、そこに降った雨や、河川・水路から流入した水を一時的に貯留して、河川の負担をやわらげる働きを遊水機能という。

✧保存樹・保存樹林

地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などで、文化財保護法や条例等により、指定・保存するもの。

ま行

☆緑の政策大綱

建設省（現在の国土交通省）において、1994（H6）年に策定された。

21世紀初頭へむけ、ゆとりと潤いのある緑豊かな生活環境を形成することにより国民が等しく健康で快適な文化の香り高い生活を享受できるようにするため、緑の保全、創出、活用にかかる施策の基本方向と目標を定めた、国の大綱のこと。

☆緑のマスタープラン

1976（S51）年の都市計画中央審議会答申に基づき、都市における総合的な公園緑地政策を推進するため緑地の整備保全施策の指針として、1977（S52）年4月1日付都市局長通達「緑のマスタープラン策定の推進について」においてその要綱を定め、策定を推進してきたもの。

磐田市では昭和54年に磐南広域緑のマスタープランが策定され、平成7年3月に見直しが行われている。

☆名勝

庭園・橋梁・峡谷・海浜・山岳などの景勝地で、芸術上又は観賞上価値の高いものとして国または地方自治体が指定したもの。

や行

☆ユニバーサルデザイン

年齢・性別・障害などを超えて、すべての人が自由に活動し、いきいきと生活できるようにするという考え方を基本に、ある特定の人のためのデザインではなく、より多くの人々が利用できるよう配慮されたデザインのこと。また、そういったデザインをしようという考え方そのものをいう。

ら行

☆ランドマーク

地域の特徴を示す景観要素で、高層建築物や巨木など周辺から見ることでできる高さを持った目印のようなものを指す。

☆緑地協定

「都市緑地保全法」第14条に基づき、市民の方々（土地所有者等）がお互いに自分たちの住む街を良好な環境としていくために、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全または緑化に関する協定。

☆緑地保全地域

里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度。無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるものや地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるものを対象として、都市計画画法における地域地区として都道府県が計画決定を行う。

☆レクリエーション・ネットワーク

自転車道やハイキングコースなどの回遊性を高め、余暇活動の場のつながりを形成すること。

わ行

☆ワークショップ

あるテーマを決め、参加者が自由な討論を行いながら方向性を見いだして行くこと。市民参加の一つの手法として、近年多く用いられるようになった。

アルファベット

☆NPO

民間非営利組織（Non-Profit Organization の略）。営利を目的とせず、公益的な活動を行なう民間組織。医療、保健、福祉、文化・スポーツ、環境、まちづくり、国際交流など様々な分野で活動する団体が含まれる。

磐田市緑の基本計画

発行日 平成 20 年 3 月

発行者 磐田市 建設部 公園緑地課

〒 438-8650 静岡県磐田市国府台 3 番地 1

T E L (0538) 37-4806 F A X (0538) 36-2459

<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>